

神奈川県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、法第37条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 神奈川県内に居住、在勤若しくは在学する者
- (3) マイエコ10宣言を行った者
- (4) 第4条に規定する推進員名簿の公表等に同意する者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約する者

(委嘱)

第3条 知事は、前条各号の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる者の中から推進員を委嘱し、委嘱状（様式第1号）を交付する。

- (1) 神奈川県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）が実施する研修講座修了者のうち本人が希望する者
- (2) 県環境科学センターが実施する環境活動人材の育成に係る研修講座修了者のうち本人が希望する者
- (3) 環境カウンセラー登録者（「環境カウンセラー登録制度実施規程」（平成15年環境省告示第79号）に基づき、環境省が備える環境カウンセラー登録簿に登録されている者）のうち本人が希望する者
- (4) 一般公募により応募する者
- (5) その他知事が特別に認める者

2 推進員の委嘱を受けようとする者は、神奈川県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（様式第2号）により応募するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、推進員の委嘱を受けようとする者が、第8条に規定する委嘱期間の満了により再委嘱を希望する者で、かつ、第7条の規定を遵守していた者である場合は、継続意向確認書（第3号様式）により継続の意思を表明することで、前項の応募があったものとみなす。

(推進員証)

第3条の2 知事は、委嘱した推進員に対し、神奈川県地球温暖化防止活動推進員証（以下「推進員証」という。）（様式第4号）を交付する。

2 推進員は、第5条に規定する活動を行うときは、推進員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 推進員は、推進員証を毀損又は紛失したときは、推進員証毀損等届出書（兼）再発行申請書（様式第5号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

4 推進員は、委嘱の取消し等によりその身分を失ったときは、速やかに推進員証を知事に返却しなければならない。

(推進員名簿の提供)

第4条 知事は、推進員の氏名その他必要な事項について推進員名簿を作成し、県機関、市町村、県センター及び第5条の2に規定する地区会議に対し、その取組に必要な範囲内で、推進員に係る情報を提供することができる。

(推進員の活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 環境家計簿に取り組むなど、日常生活において自ら地球温暖化防止のための取組を実践する。

(2) 自ら策定する活動計画に基づき、自主的な普及啓発活動を行う。

(3) 県、市町村、県センター及び県内の各種関係団体と連携協力し、地球温暖化防止に関する活動を行う。

(4) 地球温暖化防止対策に関連する情報や事例を収集し、適宜県や地域の住民に提供を行う。

(5) 県センター等が行う研修及び地区会議等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努める。

(地区会議及び地区代表者)

第5条の2 別表に定める各地区について、推進員の自主的取組として、それぞれ地区会議及び地区代表者を置くことができるものとする。

(変更の届出)

第6条 推進員は、推進員名簿の記載内容のうち氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスに変更が生じたときは、変更届（様式第6号）により速やかに知事に届け出なければならない。

2 推進員は、前項に掲げる推進員名簿の記載内容を除く記載内容に変更が生じたときは、変更届（様式第6号）により知事に届け出ることができる。

（活動計画書及び活動報告書の提出）

第7条 推進員は、毎年県が指定する日までに当該年度の活動計画書（様式第7号）及び前年度の活動報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（委嘱の期間）

第8条 推進員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の4月1日から翌年度の3月31日までとする。なお、推進員の再委嘱は、これを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、現推進員の委嘱期間中において、追加で委嘱を行う場合の当該推進員の委嘱期間は、委嘱の日から現推進員の委嘱期間の終期までとする。

（委嘱の取消し）

第8条の2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

（1）推進員が活動を行っていないと認められるとき。

（2）推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。

（3）その他、神奈川県地球温暖化防止活動推進員委嘱制度の信用を著しく損なったとき。

2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

（1）推進員が死亡したとき。

（2）第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（3）推進員本人から辞任の申し出があったとき。

（推進員の身分）

第9条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものとし、公職としての身分を持つものではない。

（推進員の活動経費）

第10条 知事は、推進員の活動経費を負担しない。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項が生じた場合は、別に定める。

（庶務）

第12条 推進員に関する庶務は、環境農政局脱炭素戦略本部室において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際は、新アジェンダ 21 かながわ（平成 15 年 10 月 24 日策定）に定めるマイアジェンダ制度に基づき、マイアジェンダ登録を行った者は、この要綱第 2 条第 1 項の規定によるマイエコ 10 宣言を行った者とみなす。

(別 表)

横浜地区	横浜市内全区
川崎地区	川崎市内全区
横須賀・三浦地区	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地区	相模原市内全区、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地区	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西地区	平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市
足柄上地区	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
西湘地区	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

委 嘱 状

(委 嘱 者 氏 名) 様

地球温暖化対策の推進に関する
法律第37条に基づき、地球温
暖化防止活動推進員を委嘱しま
す。

年 月 日
(委 嘱 日)

神奈川県知事

神奈川県地球温暖化防止活動推進員 応募申込書

申込日 年 月 日

フリガナ		生年月日	昭・平	年	月	日
氏名		職業				
		性別	男	女		
住所等	〒 ー					
	電話	()				
	電子メールアドレス					
該当項目に、 ○を記入してください。	1 神奈川県内に居住 2 神奈川県内に在勤 3 神奈川県内に在学					

神奈川県地球温暖化防止活動推進員に応募する動機や、活動への意欲について具体的に記入して下さい。

地域における地球温暖化防止活動に関する実績（所属団体での活動でも可）を記入して下さい。

下記の項目の該当欄に○・資格名等を記入して下さい。

マイエコ10宣言 ^(注1) 又は マイアジェンダ登録の状況	宣言済	手続中
	登録済み	
環境関係資格や検定等お持ちの場合は、記入をお願いします。		
環境関係団体に所属している場合は、団体名の記入をお願いします。		
行政等と連携可能な活動及び分野 ^(注2) がある場合は、記入をお願いします（複数選択可）。	活動	環境教育・学習、イベント出展 その他 ()
	分野	エネルギー、3R、交通関連、自然環境保全、まちづくり、 ライフスタイル、その他 ()

神奈川県ボランティア事故共済（ボランティア保険）の加入希望について、○を記入して下さい。

ボランティア保険の加入費用は県が負担します。

- 加入する
- 加入しない（理由）
 - 他のボランティア保険に加入しており、推進員の活動はその補償の範囲内で行うため
 - その他 ()

(注1) 「マイエコ10宣言」とは環境に配慮した自主的な取組を宣言する制度です。
神奈川県地球温暖化防止活動推進員の委嘱にあたり、本制度に必ず宣言していただく必要があります。
宣言は神奈川県ホームページから <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/>
なお、マイアジェンダ登録を行っている場合は、改めてマイエコ10宣言を行う必要はありません。

(注2) 行政との連携可能な活動及び分野については、以下のものとなります。

○活動

- ・環境教育・学習
学校や自治会での講義・講座

○分野

- ・エネルギー
省エネ、再生可能エネルギー導入の推進等
- ・3R
ゴミの削減やリサイクルの推進等
- ・交通関連
エコドライブや環境負荷の少ない交通手段の選択等
- ・自然環境保全
里地・里山や森林等の保全、生物多様性の理解の促進等
- ・まちづくり
グリーンカーテンの普及、街の景観の保全等
- ・ライフスタイル
環境家計簿導入の推進、環境マネジメント導入推進等

【確認・承諾事項】

次の内容を確認のうえ、それぞれ□に✓してください(必須)。

私は、推進員として委嘱された場合、推進員名簿の提供に同意します。

個人情報の取扱いについて

県では推進員の名簿を作成し、研修や講座の案内送付等に活用しています。
また、名簿は県機関・市町村・神奈川県地球温暖化防止活動推進センター・各地区代表の求めに応じて提供し、活動の支援に役立てています。
このことについて、主旨をご理解いただき、推進員名簿の提供について同意をお願いします(必須)。
提供する情報：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、環境関係資格・検定等、所属環境団体、行政との連携可能活動・分野、ボランティア保険の加入の有無
※記載いただいた個人情報は、神奈川県地球温暖化防止活動推進員の活動支援に必要とする範囲内で利用いたします。
※利用にあたっては、県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

私は、推進員として委嘱された場合、活動状況について年1回、活動計画書と活動報告書により神奈川県へ報告します。

※最初の活動計画書は、委嘱後、県が指定する期日までに提出いたします。

私は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

神奈川県地球温暖化防止活動推進員 委嘱継続意向確認書

記入日： 年 月 日

市町村名： _____

氏 名： _____

1 神奈川県地球温暖化防止活動推進員委嘱継続について

※該当する項目に✓を入れてください

<input type="checkbox"/> 継続する (継続にあたりご意見等があればご記載ください (任意))
<input type="checkbox"/> 継続しない (理由)

2 神奈川県ボランティア事故共済(ボランティア保険)の加入希望について
ボランティア保険の加入費用は県が負担します。(※継続希望の方のみ記入)

※該当する項目に✓を入れてください

<input type="checkbox"/> 希望する
<input type="checkbox"/> 希望しない (理由) <input type="checkbox"/> 他のボランティア保険に加入しており、推進員の活動はその補償の範囲内で行うため <input type="checkbox"/> その他 ()

3 現在の連絡先等 (※継続希望の方で、変更がある場合のみ記入)

住所等	所在地 (〒 -)	
	電話番号	
	メールアドレス	
環境関係資格や検定等		
所属の環境関係団体		
行政等と連携可能な活動及び分野 (注)	活動	環境教育・学習、イベント出展 その他 ()
	分野	エネルギー、3R、交通関連、自然環境保全、まちづくり、ライフスタイル、その他 ()
該当項目に、○を記入してください。	1 神奈川県内に居住 2 神奈川県内に在勤 3 神奈川県内に在学	

4 確認・承諾事項（※継続希望の方のみ記入）

次の内容を確認のうえ、それぞれ口に✓してください（必須）。

私は、推進員として委嘱された場合、推進員名簿の提供に同意します。

個人情報の取扱いについて

県では推進員の名簿を作成し、研修や講座の案内送付等に活用しています。

また、名簿は県機関・市町村・神奈川県地球温暖化防止活動推進センター・各地区代表の求めに応じて提供し、活動の支援に役立てています。

このことについて、主旨をご理解いただき、推進員名簿の提供について同意をお願いいたします（必須）。

提供する情報：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、環境関係資格・検定等、所属環境団体、行政との連携可能活動・分野、ボランティア保険の加入の有無

※記載いただいた個人情報は、神奈川県地球温暖化防止活動推進員の活動支援に必要とする範囲内で利用いたします。

※利用にあたっては、県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

(注) 行政との連携可能な活動及び分野については、以下のものとなります。

○活動

- ・環境教育・学習
学校や自治会での講義・講座

○分野

- ・エネルギー
省エネ、再生可能エネルギー導入の推進等
- ・3R
ゴミの削減やリサイクルの推進等
- ・交通関連
エコドライブや環境負荷の少ない交通手段の選択等
- ・自然環境保全
里地・里山や森林等の保全、生物多様性の理解の促進等
- ・まちづくり
グリーンカーテンの普及、街の景観の保全等
- ・ライフスタイル
環境家計簿導入の推進、環境マネジメント導入推進等

私は、推進員として委嘱された場合、活動状況について年1回、活動計画書と活動報告書により神奈川県へ報告します。

※委嘱後、県が指定する期日までに提出いたします。

私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

(表)

神奈川県地球温暖化防止活動推進員証

氏名 (推進員氏名)

上記の者は、神奈川県地球温暖化防止活動推進員であることを証します。

年 月 日

(委嘱日)

神奈川県知事

(裏)

地球温暖化防止活動推進員の活動内容

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 温室効果ガスの排出量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第2項)

(委嘱期間は、 年 月 日から 年3月31日)

(委嘱日)

(委嘱期間の年)

推進員証 毀損等届出書（兼）再発行申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所
氏名

次とおり、神奈川県地球温暖化防止活動推進員証を 毀損・紛失（※該当する方を○で囲む。）したので、再発行を申請します。

1. 推進員の委嘱を受けた年月日	年 月 日
2. 毀損・紛失した年月日	年 月 日
3. 毀損・紛失した場所	
4. 毀損・紛失の理由	

推進員名簿記載事項変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

神奈川県地球温暖化防止活動推進員名簿記載事項に変更が生じたので届け出ます。

項 目		変 更 前	変 更 後
氏 名			
住 所			
電話番号			
電子メールアドレス			
環境関係資格・検定等			
所属している 環境関係団体			
行政等と連 携可能な活 動及び分野	活動		
	分野		

※変更された項目のみ記入してください。

年度 神奈川県地球温暖化防止活動推進員活動計画書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

【活動計画】

該当する項目の番号に○を付けてください〔複数回答可〕

＜活動内容＞

- | | |
|---------------|---|
| 1 自ら取組の実践 | 日常生活において地球温暖化防止のための取組を実践する。（環境家計簿、節電等） |
| 2 普及啓発活動等 | 自主的に地球温暖化防止の普及啓発活動を行う（環境教育・環境学習を含む。）。 |
| 3 連携協力 | 県・市町村・神奈川県地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員の地区会議・県内の各種団体と連携協力し、地球温暖化防止活動を行う。 |
| 4 情報提供 | 地球温暖化防止対策に関する情報や事例を収集し、地域の方に情報提供を行う。 |
| 5 研修等への参加 | 研修や地区会議、現地見学会等に参加する。 |
| 6 マイエコ10宣言の普及 | マイエコ10宣言の普及拡大を行う。 |
| 7 その他 | () |

＜活動分野＞

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 エネルギー | (省エネ、再生可能エネルギー導入の推進等) |
| 2 美化清掃・3R | (川や公園などの清掃、ゴミの削減やリサイクルの推進等) |
| 3 交通関連 | (エコドライブや環境負荷の少ない交通手段の選択等) |
| 4 自然環境保全 | (里地・里山や森林等の保全、生物多様性の理解の促進等) |
| 5 まちづくり | (グリーンカーテンの普及、街の景観の保全等) |
| 6 ライフスタイル | (環境家計簿導入の推進、環境マネジメント導入推進等) |
| 7 その他 | () |

＜上記の具体的な取組の予定＞

--

○記入欄に不足が生じる場合は、別紙にてご提出ください。

○集計作業を行いますので、できるだけ電子情報での提出にご協力をお願いします。

3 地球温暖化防止対策に関する情報や事例の収集	
・情報収集の方法について、該当する項目があれば○を記入してください。（複数回答可）	
1 自治体や神奈川県地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修や講演会などの参加	3 インターネット・書籍
2 民間企業が開催するセミナーや講演会などの参加	4 その他（ <input type="text"/> ）
4 地域の住民の方に対する、地球温暖化防止対策に関する情報提供の方法	
・情報提供の方法について、該当する項目があれば○を記入してください。（複数回答可）	
1 出前講座の講師を務める	2 市町村等が主催の各種イベントに出展する
3 自治会等に呼びかける	4 その他（ <input type="text"/> ）
・上記の活動の、内容を具体的に記載してください。（講座名、テーマ、実施回数、対象者など）	
<input type="text"/>	
5 県・市町村・神奈川県地球温暖化防止活動推進センター・各種団体との連携協力による活動	
・連携協力相手について、該当する項目に○を記入してください。	
1 県	2 市町村
3 神奈川県地球温暖化防止活動推進センター	4 各種団体
・活動内容を記入してください。	
<input type="text"/>	
6 研修や地区会議等への参加状況	
・今年度に参加した項目があれば○を記入してください。（複数回答可）	
1 県及び神奈川県地球温暖化防止活動推進センターが開催する研修や講演会など	3 民間企業が開催するセミナーや講演会など
2 国、市町村が開催する研修や講演会など	4 推進員が各地区で開催する地区会議
5 その他（ <input type="text"/> ）	
7 その他（1～6以外で活動されていることがあれば記入してください。）	
<input type="text"/>	

〔通信欄〕

1 地球温暖化防止活動に当たって感じたことや、他者に薦めたいユニークな実践例等について、記入してください。
<input type="text"/>
2 環境保全に関する資格をお持ちの場合は、資格名を記入してください。
<input type="text"/>
3 県等が開催する研修などにおいて、日頃行っている活動報告の事例発表にご協力いただける場合はチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 発表してもよい

〔その他〕

○記入欄に不足が生じる場合は、別紙にてご提出ください。

○集計作業を行いますので、できるだけ電子情報での提出にご協力をお願いします。